

議案第19号関連資料

児童自立支援施設（兵庫県立明石学園）に関する事務の委託にかかる規約の締結について

1 趣旨及び目的

児童相談所設置市は児童福祉法第35条の規定等により、「児童自立支援施設」を設置する義務がありますが、実施的に本市において同施設を設置することが、人的及び費用的に困難であることから、施設を設置したとみなすため、兵庫県が設置する児童自立支援施設において行う市所管の児童に対する指導及び児童の自立の支援等を、地方自治法の規定に基づき、兵庫県に委託するものです。

2 対象施設

児童自立支援施設「兵庫県立明石学園」
明石市魚住町清水2744

◆【児童自立支援施設とは】

- ・家庭環境その他の環境上の理由も含めて、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々のこどもの状況に応じた指導を行い、自立を支援するための施設で、児童福祉法に定められているもの。
- ・兵庫県内には2か所あり。（兵庫県立明石学園、神戸市立若葉学園）

3 事務委託内容

児童に対する指導及び児童の自立支援並びに退所したものに対する相談その他援助。

4 経費の負担

(1)委託額の計算方法（第3条第2項関連）

児童自立支援施設「明石学園」の運営費総額から国庫負担金通知に定める法定費用を差し引いた法定外費用等を、兵庫県と明石市の措置児童数の割合に応じて負担します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{明石学園運営費総額} \\ \hline \text{法定費用} \\ \text{(措置費等)} \\ \hline \text{法定外費用} \\ \text{(施設運営管理費)} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{明石市分の措置児童}}{\text{全体の措置児童}} = \text{委託額}$$

(2)概算額

平成30年度の実績（運営費及び割合）を踏まえ、平成31年度当初に概算額を確定します。

5 施行期日

2019年（平成31年）4月1日から施行します。